相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県八街市四木九二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　祐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十三日

事務所千葉県千葉市中央区中央四丁目一二番一号ＫＡ中央ビル四階

相続財産管理人　弁護士　菊地　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市上連雀八丁目四番、最後の住所東京都三鷹市上連雀八丁目四番一三号

被相続人　亡　上髙原みどり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十三日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市武四丁目一二番、最後の住所神奈川県横須賀市武四丁目一一番八号

被相続人　亡　岡　照彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十三日

相続財産管理人　弁護士　増田　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県鯖江市北中町第二三号二〇番地、最後の住所福井県鯖江市北中町第二三号一九番地

被相続人　亡　木村　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十三日

福井市松本三丁目二六番三号ロアール西別院一〇二

相続財産管理人　弁護士　吉川　奈奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市安芸津町三津二六一三番地二、最後の住所兵庫県篠山市味間奥八三三番地三　被相続人　亡　世並　照夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十三日

兵庫県篠山市杉一七〇番地の一　インター前井上ビル一階

相続財産管理人　司法書士　細見　泰隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市飾磨区構四丁目一一三一番地一一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　谷村　眞澄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十三日

兵庫県宍粟市山崎町野々上四一三番地

相続財産管理人　弁護士　三浦栄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市朝田一八〇六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤井壽美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十三日

山口市下小鯖一〇七一番地二

相続財産管理人　藤井多喜男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県豊後大野市緒方町軸丸二八二八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　後藤　キソ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月十三日

大分県豊後大野市緒方町軸丸三番地一

相続財産管理人　高森　英雄

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成22年９月13日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社新和通商（新和観光）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－2840号　④株式会社新和通商　東京都千代田区外神田二丁目９番９号　代表取締役　黒瀧直志　⑤本社営業所　東京都千代田区外神田２丁目９番９号オーケービル１Ｆ　⑥昭和63年９月20日　⑧平成22年７月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区外神田二丁目９番９号　株式会社新和通商　代表取締役　黒瀧直志

B　①オンリンクトラベル株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6216号　④オンリンクトラベル株式会社　東京都千代田区一番町17番地６一番町ＭＳビル５階　代表取締役　宇都宮滋一　⑤本社営業所　東京都千代田区一番町17番地６一番町ＭＳビル５階　⑥平成21年８月27日　⑧平成21年11月26日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区一番町17番地６一番町ＭＳビル５階　オンリンクトラベル株式会社　代表取締役　宇都宮滋一

任意清算公告

当法人は、平成二十二年六月二十九日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年九月十三日

大阪市北区西天満四丁目八番六号

司法書士法人堂島総合事務所

社員　西川　恒夫